

平成 30 年 4 月 20 日

公共工事の執行について

美唄市総務部契約管財課

本市発注工事の適正な執行を図るため、これまで「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」等に基づき、発注工事及び入札契約情報の公表や不正行為に対して厳正に措置するなど、入札・契約の透明性及び競争性の確保に努めてきたところであります。平成 30 年度の公共工事の執行にあたり、次の事項を遵守されますようお願いします。

1. 関係法令等の遵守

建設業法、建築基準法、労働基準法、労働安全衛生法、独占禁止法、刑法ほか各法律を遵守し、適正な工事の執行に努めること。

2. 一括下請負の禁止（建設業法第 22 条）

工事の質の低下、労働条件の悪化、施工責任の不明確化など、建設業の健全な発展を阻害する要因となる、第三者への一括下請負を行わないこと。

3. 適正な下請負契約の締結等

- (1) 下請負人の選定に当たっては、建設業法の許可を受けていない者又は営業を停止又は禁止されている者を除き、施工能力等について総合的に勘案すること。
- (2) 工事の一部を下請負に付する場合は、建設工事標準下請負契約約款、又はこれに準拠した契約書により契約を締結すること。

4. 適正な下請代金の支払等

下請代金の支払等にあたっては、次の事項について配慮すること。

- (1) 前払金の支払いを受けたときは、下請負人に対して支払う代金は、できる限り現金払いとし、現金払いと手形払を併用する場合においては、支払代金に占める現金比率を高めることとし、労務費相当部分については、できる限り早期に支払うよう配慮すること。
- (2) 手形期間は 90 日以内で、できる限り短い期間とすること。
- (3) 資材の購入代金等についても、できる限り早期に支払うこと。

5. 地元生産資材の優先的使用

地場産業の育成、振興を図るため、地元生産資材等を優先的に使用すること。

6. 建設副産物

(1) 建設副産物の処理

工事の施工により生じる建設副産物（コンクリート塊等の建設廃棄物及び再生資源となる建設発生土）については、設計図書に明示された施工条件に基づき適正に処理すること。

(2) 関係法令等

建設廃棄物の処理に当たっては、廃棄物処理法、建設リサイクル法を遵守し、工事現場の管理を適正に行うこと。

特に建設リサイクル法の対象工事における特定建設資材を用いた建築物等の解体工事又は新築工事等については、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等を適正に行うとともに、同法に規定する分別解体等の計画書の作成、下請契約を含む請負契約書面への解体工事に要する費用等の記載、届出等事項の下請負人への告知、再資源化等の完了報告等について遵守すること。

(3) 分別解体等によって生じた特定建設資材廃棄物

建設リサイクル法の対象工事については、同法第 13 条第 1 項及び特定建設資材に係る分解解体等に関する省令第 4 条の規定により協議書を提出すること。

(4) アスベスト（石綿）が含まれている建築物の改修等

アスベスト（石綿）が含まれている建築物を改修若しくは解体する場合、大気汚染防止法等に基づく届出等の事務手続きや、労働安全衛生法等に基づく適正な作業環境の確保など、関係法令を遵守し適切な措置を講じること。

7. 労働福祉の向上

(1) 雇用・労働条件の改善

労働力の需給動向に十分注意し、必要な建設労働者の確保に万全を期すること並びに労働時間の短縮、労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入など雇用・労働条件の改善に努めること。

(2) 就業規則等

適正な就業規則を作成することとし、一の事業場に常時 10 人以上の労働者を使用する場合は、必ず就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ること。

(3) 季節労働者の雇用

工事の施工に関しては、美唄市ふるさとハローワークと連携し、季節労働者などを積極的に雇用するよう努めるとともに、季節労働者等の雇用に当たっ

ては、当該労働者に雇入通知書を交付すること。

(4) 労働時間の短縮、有給休暇の付与

建設業についても週 40 時間の労働制が適用されているので、変形労働時間を活用するなど、労働時間の短縮に努めること。

(5) 各種保険等への加入

各種保険（雇用保険、健康保険等）への加入に努めるとともに、工事の一部を下請負に付した場合には、下請負人に対し、各種保険の加入等について指導すること。

8. 建設業退職金共済制度の活用

季節労働者等が対象となるので、次のことに留意すること。

(1) 掛金収納書の提出

当該工事において、下請負人（二次下請負以下も含む。）も含めた労働者に必要な枚数の証紙を購入し、掛金収納書を提出すること。

(2) 未加入業者の加入促進

下請負人の制度加入状況について確認し、未加入の場合は加入の指導を行うこと。

(3) 証紙貼付の履行確認

下請負人に対して必要枚数の証紙を払い出し、手帳への証紙貼付を行わせること。

(4) 建設業退職金共済証紙貼付実績書の提出

工事完成時に「建設業退職金共済証紙貼付実績書」を下請負人（二次下請負以下も含む。）分も合わせて提出すること。

(5) 建設業退職金共済証紙貼付内訳書

請負人、下請負人（二次下請負以下も含む。）は、各自で建設業退職金共済証紙貼付内訳書を作成し保管すること。

9. 技術者及び現場代理人の適正配置

別紙を参考とし、適正に配置すること。